



資料1

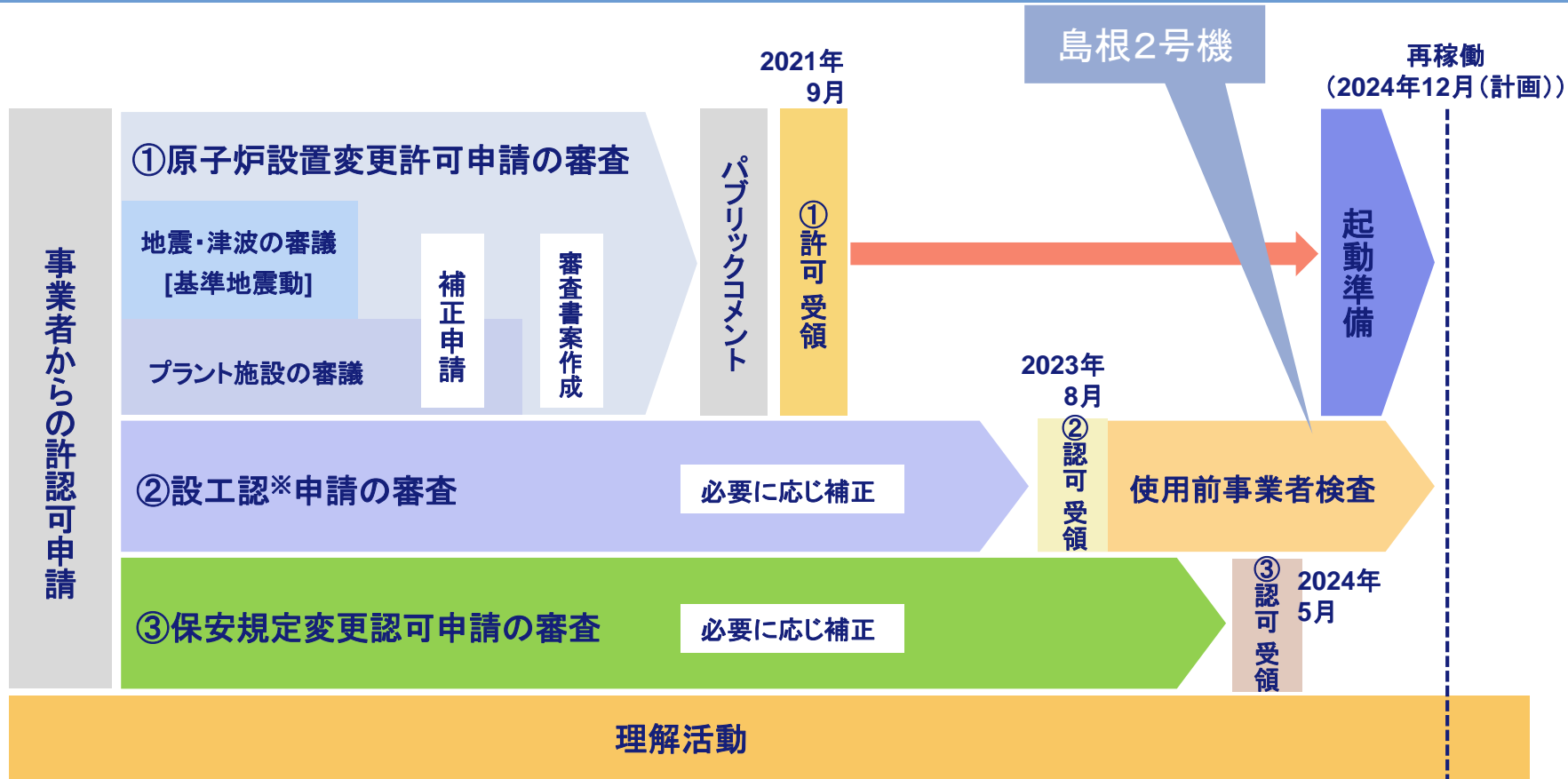
島根原子力発電所の状況

2024年10月

中国電力株式会社

島根原子力発電所の設備概要と現状

	1号機	2号機	3号機
営業運転開始	1974年3月	1989年2月	未定
定格電気出力	46万kW	82万kW	137.3万kW
原子炉型式	沸騰水型 (BWR)	沸騰水型 (BWR)	改良型沸騰水型 (ABWR)
運転状況	営業運転終了 (2015年4月30日)	2012年1月～停止中※ (第17回定期事業者検査中) ※2024年12月再稼働予定	建設中 設備の据付工事完了
新規制基準への 対応状況等	廃止措置中 (2017年7月28日～)	適合性審査終了 (2024年5月30日)	国へ適合性審査の 申請を実施 (2018年8月10日)



※ 設工認:「設計及び工事の方法その他の工事の計画」の認可。

再稼働には、「①原子炉設置変更許可申請」の許可、「②設工認申請」の認可、および「③保安規定変更認可申請」の認可が必要となっており、全て認可、許可をいただいております。

なお、現在は「使用前事業者検査」を実施しているところです。

島根 2 号機 再稼働時期の延期

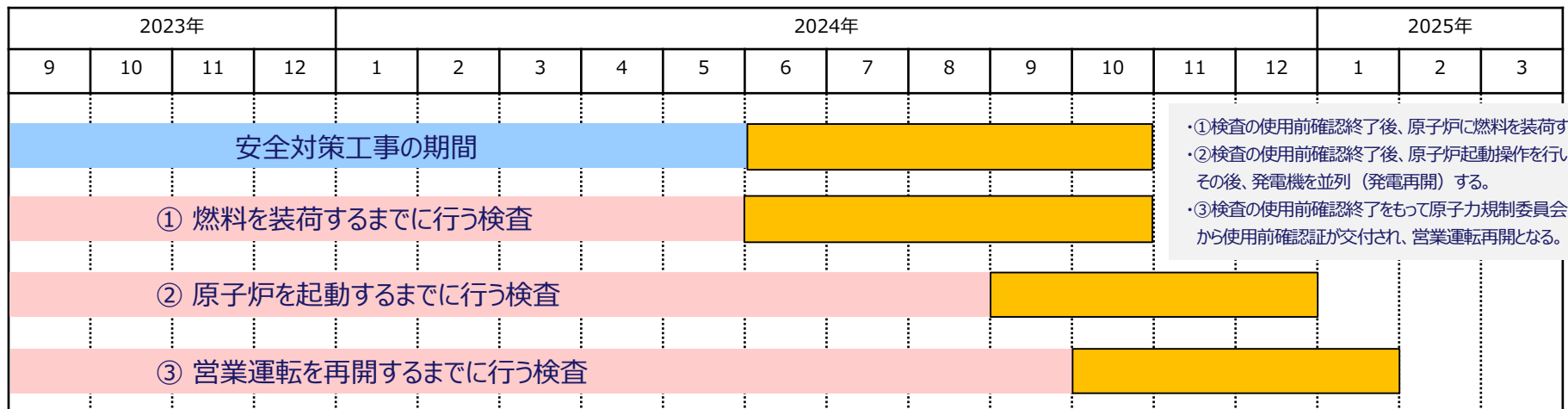
- 当社は、2023年9月11日、島根原子力発電所 2 号機の営業運転再開に向けた使用前事業者検査の工程を含む使用前確認申請書を原子力規制委員会に提出している。
- 現在進めている安全対策工事について、再稼働に向けた設備点検※¹との輻輳により長期化する見通しとなったため、完了時期を2024年5月から同年10月に見直すとともに、使用前事業者検査の工程も変更※²している。それに伴い、使用前確認申請書の内容を変更し、2024年4月30日、原子力規制委員会へ提出している。

※ 1 発電所の運転停止期間が長期化していることを踏まえ、再稼働に向け各設備・機器の点検（試運転や分解作業など）を行っている。
 ※ 2 変更後の使用前事業者検査の工程において、再稼働に係る工程は次の予定としている。

	〔変更前〕	〔変更後〕
・燃料装荷開始	: 2024年6月	→ 2024年10月
・原子炉起動	: 2024年8月	→ 2024年12月
・発電機並列（再稼働）	: 2024年8月	→ 2024年12月
・営業運転再開	: 2024年9月	→ 2025年 1月

【島根 2 号機における使用前事業者検査の主な工程（変更内容）】

: 変更した時期



➤ 島根原子力発電所の新規規制基準適合性に係る保安規定変更認可申請については、2013年12月25日に申請を実施し、保安規定審査を経て、2024年5月30日に認可された。

【参考】保安規定審査の実績

- ・ 審査会合：5回
- ・ ヒアリング：34回
- ・ 規制委員会（安全文化）：1回

保安規定の変更の概要

【第1編】 運転段階の発電用原子炉施設編（2号炉および3号炉に係る保安措置）

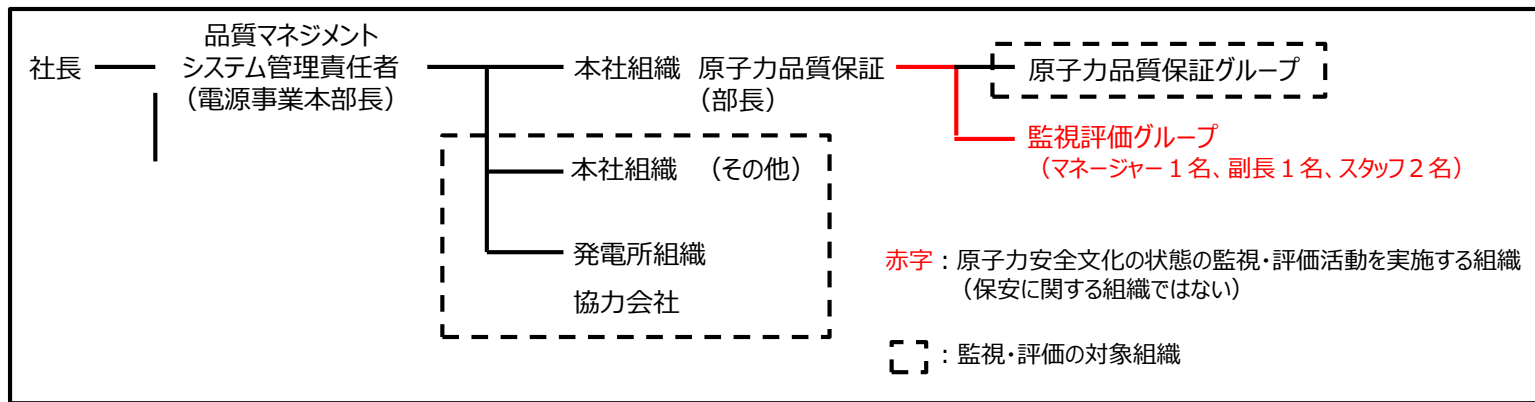
- 安全文化に関わる体制変更
- 火災、内部溢水、自然災害、重大事故等および大規模損壊発生時の体制に関する規定を追加
- S A 設備の運転上の制限の追加により、運転上の制限が課せられる設備の増大による変更
- 体制に関する規定の内容を詳細に説明する実施基準を新たに追加

【第2編】 廃止措置段階の原子炉施設編（1号炉に係る保安措置）

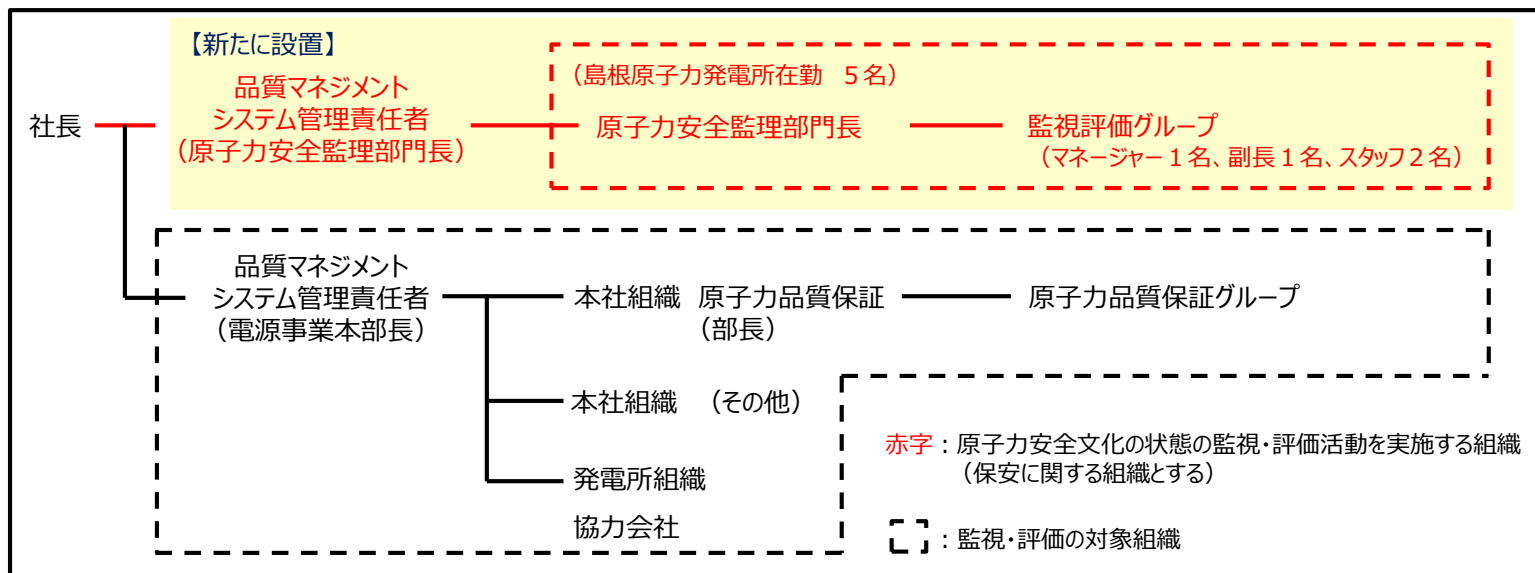
- 安全文化に関わる体制変更
- 火山発生時の体制に関する内容を反映
- 2号炉との放射性液体廃棄物処理系の共用取止め

■ 体制の変更

現在



原子力安全監理部門設置後



➤ 社長直属の組織として「原子力安全監理部門」を設置し、保安規定第 4 条の QMS 管理責任者(電源事業本部長) 以下の組織を対象に監視・評価を行う

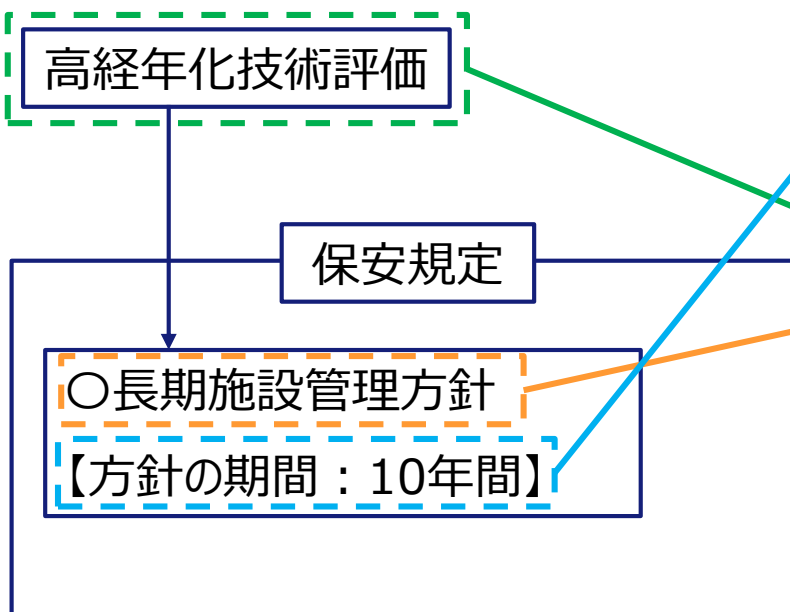
➤ 「安全文化の育成および維持活動」は、電源事業本部に集約し、自主的に取り組む

長期施設管理計画とは

- 「長期施設管理計画」とは、30年を超えて運転しようとする期間（10年以内）において、発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画を定めるものである。
- 「長期施設管理計画」では、「劣化評価の方法及びその結果」（現行制度における高経年化技術評価と同等）の結果から抽出された「発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置」に加え、製造中止品を管理するための措置、これらに係る品質マネジメントシステム等を新たに定める必要がある。

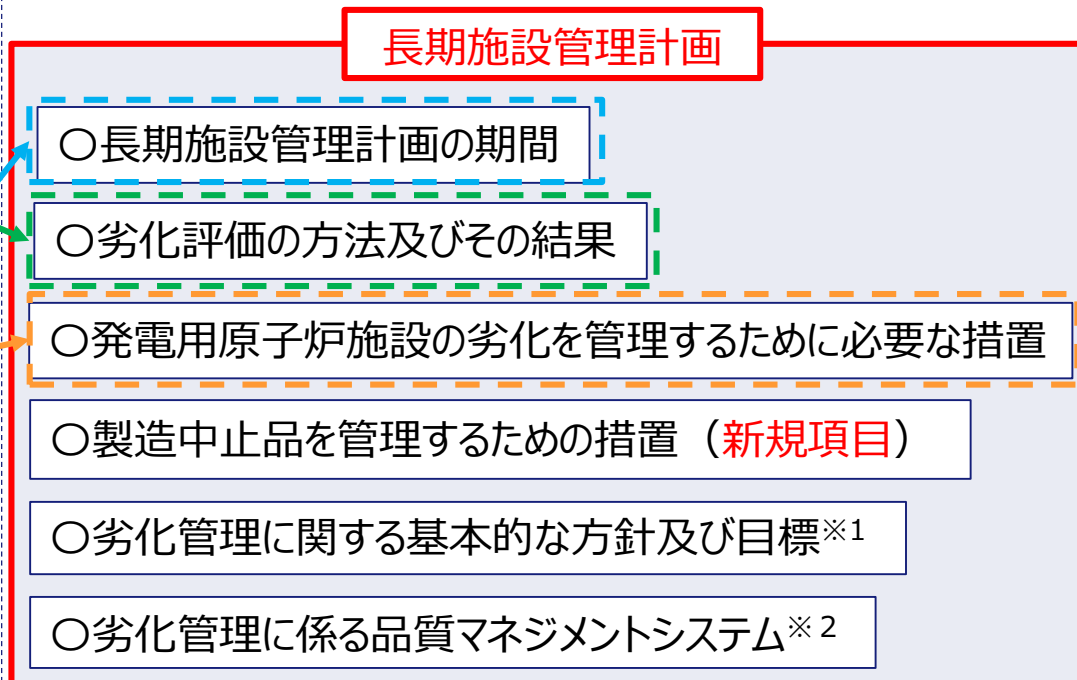
<高経年化技術評価制度（現行制度）>

高経年化技術評価を実施し、追加保全策（長期施設管理方針）を保安規定に定める。



<長期施設管理計画の認可制度（新制度）>

長期施設管理計画として、発電所の劣化を管理するための計画を定める。追加保全策に加え、製造中止品を管理するための措置等も定める。



※1：保安規定の内容を踏まえ記載

※2：保安規定の「品質マネジメントシステム計画」に基づき実施

- 島根 2 号炉は1989年2月に運転開始し、2019年2月に運転開始後30年を迎えている。
- 現行制度である「高経年化技術評価制度」に基づき、「高経年化技術評価（30年目）」（以下、「PLM(30)」という。）の結果、抽出した追加保全策（長期施設管理方針）を反映した保安規定変更認可申請を2018年2月に実施し、2024年4月に認可されている。
- 「長期施設管理計画の期間」については、運転開始後30年以降、10年を超えない期間で定めることが要求されており、以下のとおり計画の期間を定めている。
- なお、2024年7月30日に「島根原子力発電所 2 号炉 長期施設管理計画認可申請書」を原子力規制委員会へ提出している。

長期施設管理計画の期間	
始期	終期
2025年6月6日 新法施行日	2029年2月9日 島根 2 号炉の運転開始後40年時点。 高経年化技術評価(30年目)の結果、抽出した追加保全策（長期施設管理方針）の期間と同じ。